

互助会だより



「とべ動物園周辺」砥部町

2026年
(令和8年)
1月号
第143号

- ◆年頭のごあいさつ 2
- ◆お知らせ 3
- ◆知っておきたい!退職後の互助会事業(退職者医療給付事業) 4~5
- ◆知っておきたい!退職後の互助会事業(厚生事業) 6~7
- ◆がん保険・共済グループ保険等の募集結果 8

年頭の ごあいさつ



新年あけまして
おめでとうござります

会員の皆様には、ご家族お揃いで輝かしい令和8年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から本会の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昭和57年2月に発足した本会は、平成25年に一般財団法人に移行し、会員の皆様の互助制度の組織として、公共の福祉及び会員の皆様方の福利厚生の向上に寄与すべく逐次事業内容の充実を図り、皆様方のご協力をいただきながら事業の推進に努めています。

本会の現職会員数は、令和元年度末で1万4700人でしたが、令和2年4月の会計年度任用職員制度の導入及び令和4年10月の社会保険の適用拡大により、現在では、約8700人増の約2万3400人となっています。



一般財団法人 愛媛県市町村職員互助会

会長 加藤 章 章

午



結びに、皆様方の益々のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせさせていただきます。

引き続き公共の福祉の向上に寄与するとともに、会員とご家族の皆様の福利厚生の推進・向上のため、役職員一同、努力を尽くしてまいりますので、皆様方の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これらの制度改正による会員数の増加は、本会の収支等の財政状況に大きな影響を及ぼしていますので、財政状況の推移を注視しつつ、全ての会員の皆様が、安心して互助会事業をご利用いただける「長期的に安定した事業運営」となるよう、適宜、事業内容の見直しを行うなど、適切に対応をしてまいりたいと考えております。

会長 加藤 章 (東温市長)
副会長 武智 邦典 (伊予市長)
理事 大城 一郎 (八幡浜市長)
理事 西尾 祥之 (宇和島市職員)
理事 武田 啓史 (宇和島市職員)
理事 上村 俊之 (上島町長)
監事 山内 佑樹 (西条市職員)
監事 徳永 繁樹 (今治市長)

評議員 古谷 崇洋 (砥部町長)
評議員 中村 維伯 (愛南町長)
評議員 井関 文彦 (松山市職員)
評議員 久保 竜児 (伊予市職員)
評議員 勝間 郷 (内子町職員)
評議員 野田 裕久 (愛媛大学名誉教授)
評議員 森賀 俊二 (元新居浜市職員)
評議員 井手 克彦 (前愛媛県市町村職員)
評議員 曾根 哲也 (愛媛県市町村職員)
評議員 (共済組合事務局長)
外職員 (同)

賀正



お知らせ



退職者に係る互助会事業のパンフレットについて

退職時の互助会事業の手続きに係るパンフレットを本会ホームページに掲載していますので、ぜひご参考になさってください。
(<https://www.ehimeectv.jp/>)

● **団体定期保険の遺族ガイダンス等について**

共済グループ保険の団体定期保険については、現在、被保険者の方に万一（死亡・高度障害）があった場合、残されたご遺族の方が遺族ガイダンスを希望すれば、保険金請求のお手続きのサポートを受けることができます。

また、令和8年1月以降についても、遺族ガイダンスに加え、各種電話相談（一部有料）・情報提供冊子の送付を開始することとなりました。

今後も、被保険者様・ご遺族様の生活不安の軽減、また、いつそうのご安心のために努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

● **退職者様へのお願い**

退会記念給付金

（旅行クーポン券）について

年度末は退職者及び資格取得者が特に多いことから、これらの確認作業等に時間を要するため、給付金等の請求をいただいてから給付までに一定の日数をいただいております。

現職会員が退職後3か月以内に結婚したとき、現職会員が退職後6か月以内に出産したときは、それぞれ「結婚祝金」、「出産祝金」が受けられますので、退職時の所属所を経由して請求してください。

● **退職後も受けられる給付金**

「結婚祝金」「出産祝金」の請求について

可能な限り速やかな給付となるよう努めてまいりますので、皆様のご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。



Q&A 医療補助金について

Q

「医療補助金支給決定送金通知書」が届いたのですが、制度の詳細を教えてください。

A

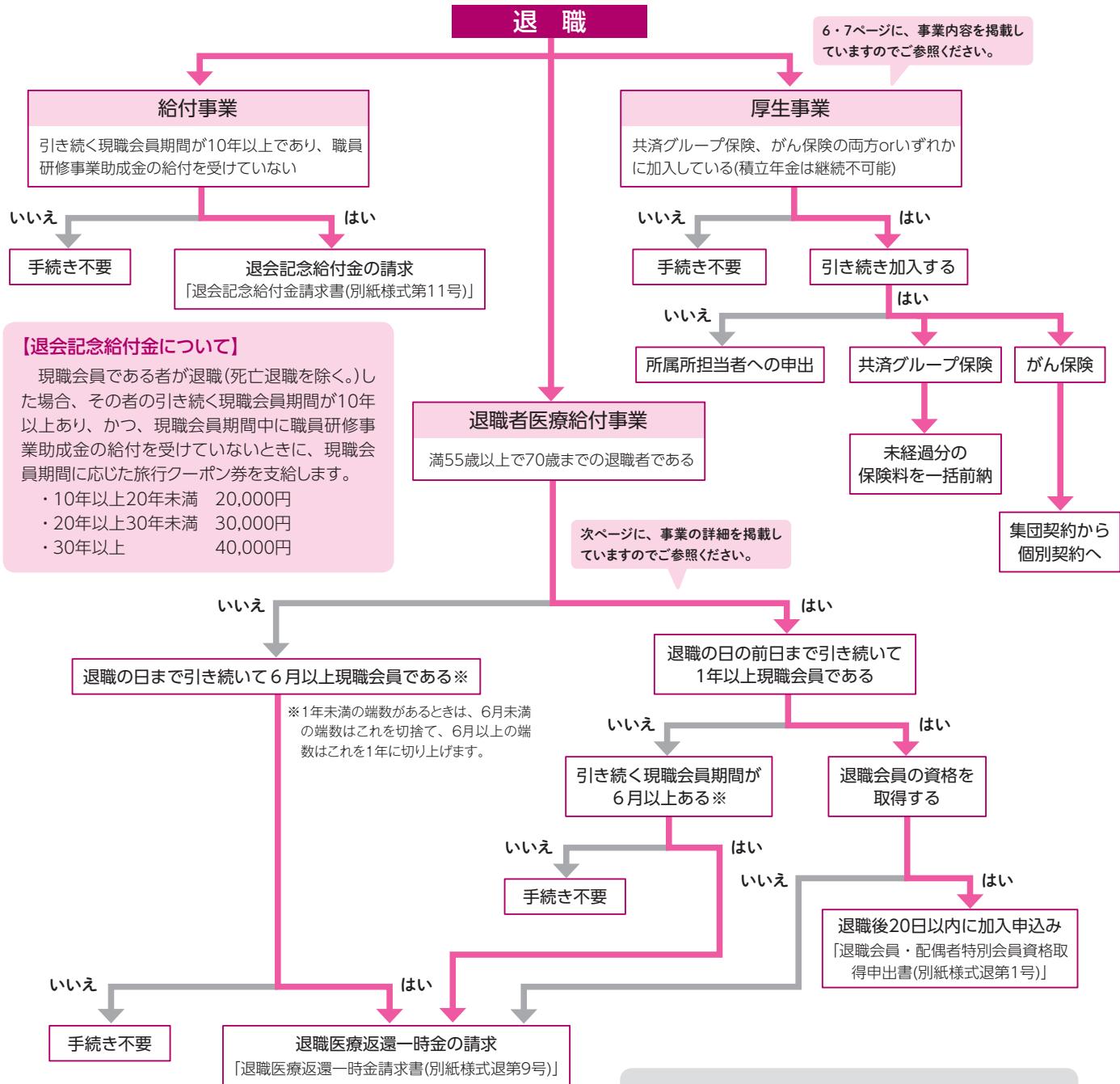
医療補助金事業は、医療機関等で受診した際に窓口で支払った自己負担の額が1件*につき1万3千円を超えるとき、共済組合から給付される一部負担金払戻金（家族療養費附加金）や高額療養費相当額を除いた額を医療補助金として、皆様が届出されている個人口座に自動的に給付（愛媛県市町村職員共済組合の短期給付の適用を受けている会員以外は請求書の提出が必要）するものです。

なお、自動給付の対象となる方は、医療機関等から医療保険者である市町村共済に提出されたレセプト等（診療報酬明細書等）に基づき支給しますので、診療月の3か月以降の事務処理となります。

*1件の取り扱いについては、本誌5Pの「1件の取り扱い等」の表1から4をご参照ください。

退職後の互助会事業

[令和8年1月1日現在]



【退職者医療給付事業】

●事業内容

退職会員及び配偶者特別会員が満60歳に達した日から70歳までの間において医療機関等で診療を受けた場合、当該医療機関等に支払った保険診療分の一部負担金が1件につき8,000円(基礎控除額)を超えるとき、その超えた金額(100円未満切捨て)を給付します。この場合、国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合、その給付された金額は控除します。

●加入方法

退職会員・配偶者特別会員になることを希望する場合は、退職後20日以内に加入の申出をし、一時拠出金の拠出(算定式は次ページを参照)が必要です。

●給付対象者

退職会員又は配偶者特別会員となった本人のみ

●給付金の請求方法

「退職医療給付金請求書」に必要書類を添付して請求

退職者医療給付事業

■一時拠出金の算定式

（昭和62年4月1日から現職会員である方が、令和8年3月31日に61歳で退職した場合（退職時の標準報酬月額30万円））

一時拠出金の算定	納付済み掛金率 (A)	平成7年4月から平成18年3月までの掛金払込月数分の掛金率	$\frac{1.425}{1000} \times 132 \text{ 月} = \frac{188.1}{1000}$
	納付済み掛金率 (B)	平成18年4月以降の掛金払込月数分の掛金率	$\frac{0.475}{1000} \times 240 \text{ 月} = \frac{114.0}{1000}$
	一時拠出金 (C)	算定基礎となる標準報酬月額 $300,000 \text{ 円} \times \left\{ \frac{513}{1000} - \left(\frac{188.1}{1000} + \frac{114.0}{1000} \right) \right\} = 63,270 \text{ 円}$	※算定基礎となる標準報酬月額は、退職月の掛金の標準となった標準報酬月額又は現職会員の平均標準報酬月額（令和7年度300,000円）のいざれか少ない金額です。なお、平均標準報酬月額は年度によって変わることがあります。
	控除額 (D)	$5,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 年} = 5,000 \text{ 円}$ （満60歳を超えて資格取得する場合、）	（一時拠出金から差し引きます。）
	退職賃別金 (E)	$(5,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 年}) + (8,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 年}) = 49,000 \text{ 円}$ （平成6年10月31日までに現職会員の資格を取得して） （いた者は、一時拠出金から退職賃別金を差し引きます。）	
	一時拠出金払込額 (C - D - E)	$(C) 63,270 \text{ 円} - (D) 5,000 \text{ 円} - (E) 49,000 \text{ 円} = 9,270 \text{ 円}$	

■1件の取り扱い等

区分	取扱
1	診療を受けた医療保険制度ごとに1件
2	診療を受けた月ごとに1件
3	診療を受けた医療機関ごとに1件
4	入院と外来の場合、それぞれ1件
5	医療機関と保険薬局とが区別されている場合は、それぞれ1件

（給付対象外）

- 室料差額等の保険適用外のもの（予防接種、健康診断、文書料、室料差額、自費による歯科治療等）
- 入院時における食事療養標準負担額
- 受診時定額負担（特定機能病院及び地域医療支援病院を紹介状なしで受診）

■1件当たりの医療費に係る給付例

（高額療養費の自己負担限度額が57,600円に該当する者で、直近12か月の高額療養費該当回数が1～3回の場合）



現職会員のときは、保険者が市町村共済組合であれば請求をしなくても自己負担額控除（13,000円）後の金額が自動的に「医療補助金」として支給（100円未満切り捨て）されていましたが、退職会員等になられたら「退職医療給付請求書」に領収書等を添付して、ご自分で請求する必要があります。



退職会員となった後の届出事項

○転居等をした場合や加入する健康保険が変更となった場合など、必要に応じて「退職会員・配偶者特別会員異動報告書」をご提出ください。

○現職会員になった場合や脱退・死亡した場合は「退職会員・配偶者特別会員資格喪失申出書兼退職医療脱退一時金請求書」又は「退職会員・配偶者特別会員資格喪失申出書兼退職医療死亡弔慰金請求書」をご提出ください。

【参考】 60歳以上70歳未満の退職会員等が死亡したとき又は脱退したとき（現職会員になったときを含む。）は、死亡日（又は脱退日）の翌日から70歳に達するまでの年数1年（1年未満切捨て）につき10,000円を支給します。

なお、資格取得申出をした55歳以上60歳未満の退職会員等が死亡したとき又は脱退したとき（現職会員になったときを含む。）は、一時拠出金相当額などを給付します。

※添付書類などの保険者番号、被保険者記号番号はマスキングしてください。

※報告書や請求書は互助会ホームページに掲載しています。また、ご連絡いただきましたら送付することも可能ですので、互助会までお問い合わせください。

※請求書の書き方など請求方法については、退職者に係る互助会事業のパンフレットや加入後に送付される「退職者医療給付事業のしおり」、互助会ホームページをご確認ください。

給付内容等は収支の状況、地方公務員制度の状況等によって変更する場合がありますが、この場合、変更した内容は現職会員、退職会員にかかわらず適用されますので、ご了承ください。

退職後の互助会事業

[令和8年1月1日現在]

●退職後の共済グループ保険の取り扱い及び令和8年8月案内時に選択することになるコース等一覧表
(概要)

種類	加入条件	加入対象者	加入内容	退職後の保険料等
団体定期保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納した者	本人と配偶者 (※ごどもの加入はできません。)	満80歳6か月まで継続加入できます。 次の5コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 ・500万円コース ・250万円コース ・200万円コース ・100万円コース	●退職(年度末)した年の未払い保険料(4月～12月分)は、所属所を経由して一括払込みとなります。一括払込みいただくことにより、12月末まで退職時の保険内容が適用されます。 (団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プラン)
団体定期保険プラス	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者	満80歳6か月まで継続加入できます。 次の各4コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 (組員) ・500万円コース ・250万円コース ・150万円コース ・100万円コース (配偶者) ・400万円コース ・200万円コース ・150万円コース ・100万円コース	●退職した年の翌年以降の保険料は、登録口座より毎月の口座振替をします。また、併せて手数料385円/月(消費税10%込)を振り替えます。(初回:退職した年の12月) (団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プラン)
医療保障保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 (※ごどもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入できます。	
退職後終身医療保険 (個人契約)	「医療保障保険」に加入している者が満69歳を迎え、退職後終身医療保険(個人契約)に申込みをした者 ※該当者には、明治安田生命保険相互会社から別途ご案内します。	本人と配偶者 (※ごどもの加入はできません。)	終身にわたって継続加入できます。 ※商品内容等については、明治安田生命保険相互会社の担当部署(担当者)までお問い合わせください。	
医療費支援制度	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 (※ごどもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満79歳6か月まで継続加入できます。	
重病克服支援制度	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満79歳6か月まで継続加入できます。	
傷害補償プラン	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 (※ごどもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満80歳6か月まで継続加入できます。	
療養給付プラン	退職時に本制度に加入している者が退職した時点で、脱退の扱いとなり、継続加入はできません。			
長期療養給付プラン				

(注1)保険料の登録口座振替時には、手数料385円(消費税10%を含む。)を合わせて振り替えます。

(注2)複数の制度を継続された場合も手数料は変わりません。

(注3)登録口座振替ができない月が2か月続くと脱退扱いになりますので、ご注意ください。

- 注意事項**
- 保険料控除証明書は、毎年10月頃にご自宅へお送りします。
 - 配当金は、毎年2月末に届出口座に送金します。(※保険期間内の中途脱退者及び死亡、高度障害、障害保険金該当者は、配当金がありません。)
 - 案内等の日付は、あくまで予定であり前後する可能性があります。
 - 一覧表に記載のコース等は令和7年募集時の内容等です。令和8年以降、変更の可能性がありますので、更新時に同封されるパンフレット等で最新の内容をご確認ください。
 - 令和9年1月以降の口座振替及び配当金に係るご案内等は、互助会ではなく業務委託業者である「株式会社 日本共同システム(NKS)」が事務を取り扱います。【NKS TEL:0120-129-128】

●互助会からの大切なお願い

退職された後は、基本的に会員の皆様と互助会が直接、書類のやり取り等を行いますので、届出事項に変更があった場合は必ずご連絡ください。

退職された方から、よくお問い合わせいただく内容について次のとおり掲載していますので、ぜひご参考になさってください。

Q 退職後に、引っ越しました。何か手続きはありますか?

退職者医療給付事業に加入されている場合は、「退職会員・配偶者特別会員異動報告書」(別紙様式退第5号)の提出が必要です。当該様式は互助会ホームページにも掲載していますが、互助会にご連絡いただきましたら返信用封筒を同封して送付させていただきます。また、市外や県外に引っ越しされた場合は、固定電話の番号が変更となる場合がありますので、当該報告書に記入をお願いします。できましたら、固定電話の番号だけでなく、携帯電話の番号もご記入いただければ幸いです。

併せて、お近くの郵便局で「転居届」の手続きをお願いします。

共済グループ保険に加入されている場合は、紙媒体による報告の必要はありませんが、互助会(退職後2年目からはNKS等)への電話連絡が必要です。お電話だけで、住所変更・電話番号変更等に対応させていただきますので、まずは互助会までご連絡ください。

Q 令和8年3月末で退職する予定です。共済グループ保険は、退職後も継続していくと思って良いですか?また、来年も引き続き加入したいのですが、どのような手続きが必要ですか?

団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プランは、退職時に所属所を経由して未経過保険料を一括前納していただくことで、退職時と同じコースを保険期間終了(令和8年12月末)まで継続できます。ただし、療養給付プラン、長期療養給付プランは退職時点で脱退となります。

また、翌年については退職者コースへのコース変更手続きを必ずしていただくことになります(令和9年1月からの保険は、退職時に加入していたコースの継続はできないため、退職時に加入していた保障金額の範囲内で新たにコース選択をしていただく必要があります)ので、上表の加入内容欄でコース内容をご確認いただき、次年度更新の案内文書(令和8年8月頃にご自宅あてに送付予定)の中に同封されている「加入申込書」に必要事項を記入・押印し、互助会までご提出ください。

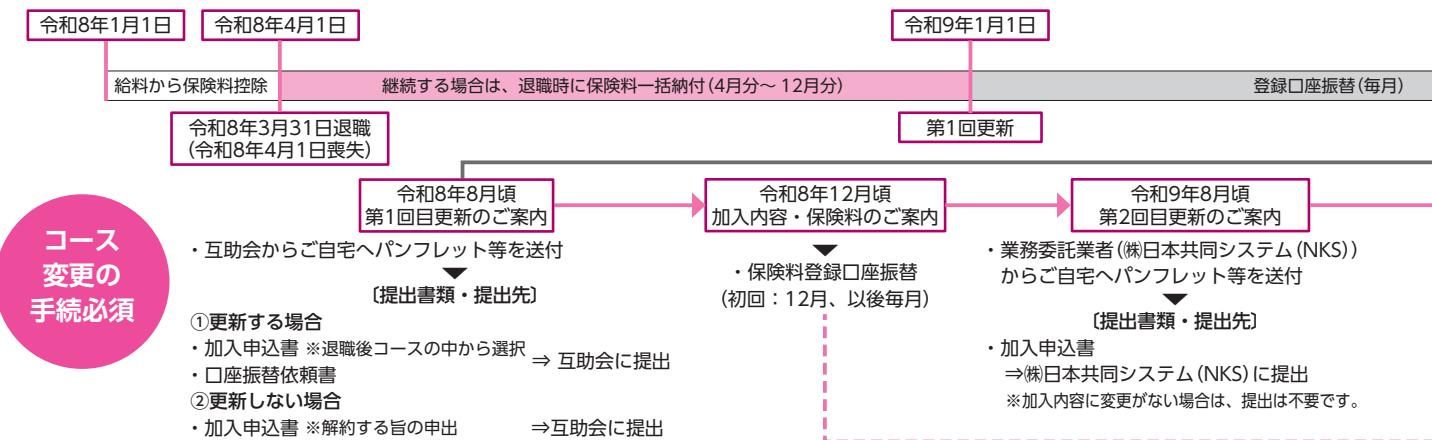
なお、令和9年1月以降の更新案内等については、互助会ではなく委託業者である「株式会社 日本共同システム(NKS)」が事務を取り扱いますのでご注意ください。

厚生事業～共済グループ保険・がん保険・互助会積立年金～

■共済グループ保険について

現職のときは、毎月、給料支給時(賞与支給時含む。)に共済グループ保険に係る保険料が控除され、所属所から互助会に納められていましたが、退職した年は、退職時に所属所を経由して未経過分を一括で納めていただく必要があります。退職後の手続きについては、下図をご参照ください。また、共済グループ保険は、退職した翌年にコースの変更をしていただく必要があります。退職時に加入していた保障金額の範囲内でコースを選択いただく(増額や新規コースの追加はできません。)ことになり、継続・脱退にかかわらず、互助会と直接書類のやり取りをしていただくこととなりますのでご注意ください。

●共済グループ保険の退職継続加入等の流れ(令和8年3月31日退職の場合)



■互助会積立年金について

退職をもって積立ては終了しますので、加入されている方は、退職の際に一時金あるいは年金として受け取るかを選択してください。

ア 年金受取コース(10年、15年、20年確定年金・10年、15年、20年保証期間付終身年金)

イ 一時金受取コース

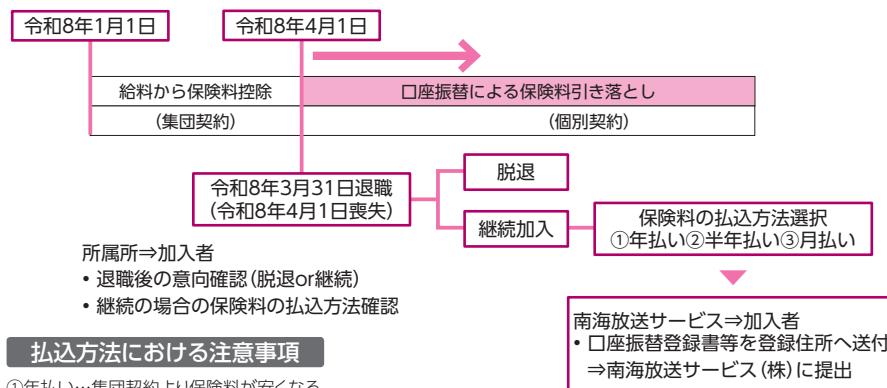
■がん保険について

現職のときは、毎月、給料支給時にがん保険に係る保険料が控除され、所属所から互助会に納められていましたが、退職後は、個別契約へ移行となり口座振替による保険料の引き落としとなります。退職後の手続きについては、下図をご参照ください。

また、退職時の加入内容で終身加入することができます。

●がん保険の退職継続加入等の流れ(令和8年3月31日退職の場合)

(例)新がん保険A型加入者



11月1日契約日の保険商品(当月払い)

- 新がん保険A型
- 新がん保険B型

12月1日契約日の保険商品(前月払い)

- 21世紀がん保険
- がん保険フォルテ
- ご契約者のためのがん保険フォルテ
- 生きるためのがん保険Days
- 生きるためのがん保険Days プラス
- 新生生きるためのがん保険Days
- 新生生きるためのがん保険Days プラス
- 生きるためのがん保険Days1
- 生きるためのがん保険Days1 ALL-in
- 生きるためのがん保険Days1WINGS
- 生きるためのがん保険Days1WINGS プラス
- あなたによりそがん保険ミライト

■ 事項
保険料控除証明書は、毎年9月にご自宅へお送りします。
案内等の日付は、あくまで予定であり前後する可能性があります。
【代理店】南海放送サービス株式会社 TEL:0120-111-136】

がん保険・共済グループ保険 の募集結果

がん保険（令和7年11月から適用）につきましては、令和7年6月～7月に、共済グループ保険及び積立年金（令和8年1月から適用）につきましては、令和7年7月～9月にかけて募集いたしました。

募集に当たりましては、公務ご多忙の

ところ、格別のご理解とご協力を賜りました。ごとに厚くお礼申し上げます。

引き続き、会員の皆様が在職中のみなさま退職後におきましても安心して生活できるよう、また少しでも皆様のお役に立てるよう充実した制度にしたいと考えておりますので、ライフプランをご計画される際には、ぜひご検討ください。

なお、令和8年1月1日現在の共済グループ保険等の加入状況は下表「加入状況」のとおりです。

共済グループ保険の契約内容については、明治安田生命相互会社の「みんなのMYポータル」にご登録いただくことで、Web上で現在加入の契約内容及び共済グループ保険のパンフレットをご確認いただくことができます。

加入状況

（令和8年1月1日現在）

区分		加入者数(人)	保険金等(千円)	月額保険料(円)
がん保険	会員	639	—	2,252,366
共済グループ保険	団体定期保険	組合員	10,157	116,649,000
		配偶者	2,582	7,287,000
		子ども	734	1,980,000
		計	13,473	125,916,000
		ボーナスコース	2,687	23,640,000
	団体定期保険プラス	組合員	8,801	84,863,000
		配偶者	2,248	4,144,500
		計	11,049	89,007,500
		ボーナスコース	1,774	19,960,000
	療養給付プラン		723	59,000
	長期療養給付プラン		23	1,863
	医療保障保険	組合員	2,736	9,998
		配偶者	447	1,797
		子ども	370	1,415
		計	3,553	13,210
	医療費支援制度	組合員	5,388	138,300
		配偶者	661	17,050
		子ども	573	14,325
		計	6,622	169,675
	重病克服支援制度(主契約)	組合員	3,931	5,582,000
		配偶者	571	776,000
		計	4,502	6,358,000
	傷害補償プラン	組合員	1,037	3,235
		配偶者	57	171
		子ども	90	270
		計	1,184	3,676
積立年金	月払	一般型	164	460 口
		個年型	410	1,492 口
		計	574	1,952 口

互助会の概況

（令和7年11月末現在）

・所属所数	43
・会員数	現職会員数 23,481 人 退職会員数 1,509 人
・被扶養者数	15,379 人
・標準報酬月額	317,701 円

表紙によせて

「とべ動物園周辺」砥部町

全国的に有名なとべ動物園ですが、その周辺には「古代の森」「桜の園」「通谷池」など、季節折々の花木や紅葉を楽しむことができる名所があります。駐車場もありますので、カメラやスマートフォンを片手に、ふらっと寄ってみるのはいかがでしょうか。